

<今月のことば>

出逢いこそ運命



<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

第158話 私の履歴書(11)

中学1年生の終わりごろ、高校生が担当していた新聞配達の地区を譲ってもらった。配達軒数は100軒、アルバイト代は、月10000円である。高校生はバイクで配達していたが、私は自転車である。ただ、配達地区が街中なので、一軒一軒が近い。夏の野菜はもらえなくなるが、バイクを買うためには、軒数の多い地区を配達しなければならなかった。

100軒分の新聞の他に、新聞を1部多く持って行く。自分の家の分である。ある日、牛乳配達をしている友達が、牛乳と新聞を交換してくれと言うので、1部多く持っていた新聞と交換した。それからは毎日2部多く新聞を持って行くことにした。

中学3年生の夏ごろ、闘犬の散歩のアルバイトの話が柔道部に来た。飼い主のご主人が体を悪くしたということだった。柔道の大会も終わっていたので、3年生が引き受けた。一人1頭ずつ担当することになった。アルバイト代は1回500円、ラーメン付きである。ある日、町で闘犬の試合があった。私たち散歩係は、馬主ならぬ犬主席で見ることが出来た。私が担当していた犬は、大関で「力(りき)」という名前だった。生憎その日の試合で「力」は負けてしまった。負け方が悪かった。次の日、散歩のために犬小屋に行くと、「力」は居なかった。散歩のアルバイトは2か月で終わった。

平成29年2月

*バックナンバーは弊社ホームページ
「測量舎通信」をご覧ください。

～・～・～2月の出来事～・～・～

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 佐藤さん

入金トップ 佐藤さん

社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間MVP 佐藤さん

ポイント賞 清水さん

社長より報奨金が贈られます。



<早朝勉強会> (自由参加)

1日, 8日, 15日, 22日の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「測量作業手順の解説」でした。

<特別社内研修>

11日(土・祝) 9:30～社内研修

13:00～大掃除

16:00～測量舎道場

18:30～社長と飲み会が行われました。



<高橋さんが講師を務めました>

【1】NPO 法人相続アドバイザー協議会様主催
<土日集中特別講座>「第39期 相続アドバイザー養成講座」が行われました。

2月5日(日) 12:40～14:50

会場：高田馬場センタービル3階

<題名>「相続と測量」



【2】NPO 法人相続アドバイザー協議会様主催
「相続アドバイザー養成講座 体験講座」(受講料無料)が行われました。相続アドバイザーとは？と思われている方の為の、お試し講座でした。

2月22日(金) 18:30～20:00

会場：船橋商工会議所

<題名>「世の中に相続アドバイザーが求められている！」

<相続寺子屋 東京のご案内 HP掲載>

高橋さんが責任者を務める【相続寺子屋 東京】のご案内をHPに掲載しております。勉強会のテーマ・日程等のお知らせ、勉強会や懇親会の様子等を動画で観ることもできます！



<今月の社員> 滝口さん



厳しい寒さとともに、我が家には受験シーズンも訪れました。この冬息子が大学受験に挑みます。インフルエンザだけにはならぬよう、面倒くさがる息子に予防接種を受けさせ、後は神頼み！！ 先日亀戸天神へ合格祈願に行ってお参りました。

今回は合格祈願にちなんで、面白いゲン担ぎをいくつか紹介したいと思います。

まずは太宰府天満宮（福岡）、参道にあるラーメン屋さんには『合格ラーメン』があり五角（合格）のどんぶりのスープを飲み干すと「決定」の文字が出てくるそうです。いいですね～。

次はJR九州の企画で『大吉君を探せ』JR社員の大吉さん(名字)が久留米鉄道の各駅に出発し、出会えると「幸福袋」をもらえるそうです。ほしいなあ～、でも九州は遠すぎる。

次は埼玉県行田市にあるクレーンゲーム、景品をつかむアームの先端に滑り止めのゴムがついており、合格祈願のダルマの絵が描いてあるトイレットペーパーを百発百中でゲットできるそうです。順番待ちができるほど人気があるようですが、万が一落としてしまったら…おそろしい。



次は地元両国、回向院にある

『鼠小僧次郎吉の墓』が隠れた名所なので。鼠小僧の墓石のかけらを持っていると鼠小僧のように「するりと入れる」＝合格する！そうです。御利益があるのは石を削った本人のみだそうです。残念、親ばかぶりが発揮できない…。

まだまだ探してみるといろいろなゲン担ぎがありますが、試験当日に体調万全で送り出せることを願う今日この頃です。



～・～・～ 3月の予定 ～・～・～

<3月のお誕生日>

10日 中田さん
18日 熊倉さん



<社長と面接> (希望者のみ)

2日, 9日, 16日, 23日, 30日 (毎週木曜日)
18:15～18:45です。

<現場打合せ> (グループ長以上参加)

6日, 13日, 20日, 27日 (毎週月曜日)
19:00～です。

<社長と飲み会> (自由参加)

3月25日(土) 18:30～となります。
4月は22日(土) 18:30～となります。



<早朝勉強会> (自由参加)

1日, 8日, 15日, 22日, 29日 (毎週水曜日)
午前7:45～です。テーマは「測量作業手順の解説」です。

4月は5日, 12日, 19日, 26日 (毎週水曜日)
午前7:45～の予定です。



<特別社内研修> (全員強制参加)

3月25日(土) 9:30～特別社内研修
13:00～大掃除
16:00～測量舎道場の予定です。
4月の特別社内研修は22日(土)の予定です。



<『測量舎物語』無料電子ブック版>

測量舎 設立20周年を記念し発行された『測量舎物語』無料WEB電子ブック版を、3月10日より下記URLにてご覧いただけます。3月末よりはHPからもリンクできるようになります！



<http://www.oyakudati-dokuhon.com/sokuryousha-monogatari/>

<高橋さん講師の予定>

【1】NPO 法人相続アドバイザー協議会様主催「第40期 本講座 相続アドバイザー養成講座」にて、「相続と測量」というテーマで行われます。

日時：6月28日(水) 18:30～20:40

会場：高田馬場センタービル3階

<編集者より>

昔、主人と付き合い始めた頃、赤いセリカ(大借金車)に乗っていた。最初は、すごく素敵にみえていた。

しかし、半年くらい立つと「どんな気持ちで、こんな派手な車に乗ってるんだろう」…恋とは恐ろしい…





<不動産登記Q&A> Vol.101

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 建物の表示に関する登記には
どのようなものがあるのですか？（その6）

A 3. 建物の表示の抹消の登記

建物の表示の抹消の登記とは、登記されている建物が、①物理的に滅失した場合、②もともと不存在の場合、③二重登記である場合、④管轄違い物件である場合、⑤他の独立した建物と合体された場合にその建物の表示を抹消する登記をいいます。

① 建物が物理的に滅失した場合

登記されている建物が、取りこわし、倒壊、流失、消失等により物理的に滅失した場合には、登記簿に記載されている建物の表示を抹消しないと、建物が存在しないにもかかわらず登記だけが残ることになって、公示上、具合が悪い。そこで、この場合には建物の表示の抹消の登記をするのですが、この登記は特に「建物の滅失の登記」とよばれています。

この登記がされるのは、登記簿上の1個の建物の全部が滅失した場合に限るのであって、その一部が滅失しても、残った部分が



いまだ社会通念上建物とみられる状態にあるときは、建物の表示の変更の登記をすることになります。

たとえば、建物の2階部分だけを取りこわしたとか、附属建物は消失したが主たる建物は残ったとか、あるいは逆に、主たる建物は倒壊したが附属建物だけは残ったという場合には、いずれも建物の表示の変更の登記をすべきであって、建物の滅失の登記をすることは許されません。

建物が滅失したときは、表題部に記載された所有者または所有権の登記名義人は、1ヵ月以内にその滅失の登記を申請しなければなりません、これを怠ると10万円以下の過料に処せられます。表題部に記載された所有者または所有権の登記名義人が死亡した場合は、その相続人が滅失の登記を申請しなければなりません。

